

## 北村山医療・ケア方針諮問第三者委員会規程

### (目的)

第1条 本規程は、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月）の指針に則り、関係者（患者本人、家族等、医療・ケアチーム）間で妥当で、適切な医療・ケア内容について合意が得られない場合、人間の尊厳、人権の尊重その他の生命倫理的観点及び医学的、社会的妥当性の観点から当該患者の医療・ケアの内容に関する方針等についての検討及び助言を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 目的を遂行するため北村山地区医師会内に第三者委員会を設置し、名称を「北村山医療・ケア方針諮問第三者委員会」とする。

### (適用範囲)

第3条 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月）の指針に則り、関係者（患者本人、家族等、医療・ケアチーム）間で妥当で、適切な医療・ケア内容について決定困難な場合や合意が得られない場合で、北村山地区管内の医療施設、介護施設から申請された患者について適用する。

### (申請書)

第4条 申請書は随時、北村山地区医師会事務局で受け付ける。

2 申請書には以下の事項を記載するものとする。

①申請者名 ②現在の在籍している医療介護施設名 ③患者住所 ④患者氏名 ⑤年齢 ⑥性別、⑥病名 ⑦既往歴 ⑧患者の家族背景 ⑨病状経過 ⑩処方薬 ⑪食事形態 ⑫介護保険認定度 ⑬これまでに関係者間で話し合った内容を記録した文書の控え ⑭関係者話し合いで医療・ケア内容について決定困難な場合や合意が得られない場合の検討希望事項 ⑮申請日 ⑯その他

### (委員会の組織)

第4条 本委員会は、下記の委員で構成する。

2 委員会は、委員長と委員の3～5名から構成する。

3 委員長は、委員の互選とする。

4 委員は、生命倫理、医療倫理に精通した有識者、法律に関する専門家、宗教に関する専門家、国が行う「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会」の修了者、臨床経験が5年以上の医師や看護師、介護経験が5年以上の社会福祉士や介護福祉士資格のある者、一般の立場を代表する者のいずれかを含むものとする。但し、委員は検討する患者に利害関係のない者とし、委員構成員は男女両性を含むものとする。

- 5 委員長及び委員は、一般社団法人北村山地区医師会会長が任命もしくは委嘱する。
- 6 委員長及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 8 委員会事務局を北村山地区医師会事務局内に置く。

(委員会等の責務)

第5条 委員会は、申請書が提出されたときは、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月)の指針に則り、指針に適合しているか否か、人間の尊厳、人権の尊重その他の生命倫理的観点及び医学的、社会的妥当性の観点から当該患者の医療・ケアの内容に関する方針等についての検討及び助言を行い、文書により申請者に諮問しなければならない。

2 委員会は、実施されている医療・介護行為について、その適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

3 委員は、それぞれの専門的観点から倫理的及び医学的、社会的妥当性を検討する。

4 委員会は、申請書に記載されている事項に基づき検討し、申請された当該患者や家族等の人権を擁護する。

5 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(諮問)

第6条 委員会における申請内容の検討・助言事項は速やかに申請者に諮問する。

2 委員会が諮問した当該患者の医療・ケアの内容に関する方針等についての検討・助言事項はあくまで第三者の観点で行われたひとつの意見であり、法的拘束力はなく、法的責任は問われない。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、申請書が提出された場合に招集される。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、3名以上の委員の出席で成立するものとする。但し、審査が急を要する場合には、委員長が個々の委員の意見を聴き、判断することができるものとする。

4 委員会は、関係者を委員会に参加させ、申請内容を説明させる等の措置をとることができる。

5 委員会への出席が困難な委員は、ファクシミリや電子メールなどの媒体を用いて文書で意見を述べることもできる。その際には事前に北村山地区医師会事務局に連絡すること。但し、やむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。

(個人情報)

第8条 本規程の業務にかかわる者は、「個人情報の保護及び利用に関する規程」等の関連する諸規定ならびに法令に従って個人の尊厳及び人権を尊重し、個人情報を保護すべきことを周知徹底の上、個人情報の管理を行わなければならない。

(利益相反)

第9条 委員等は、申請された事項を検討、助言するに当たり、公私を問わず利益相反が生じたときは遅滞なく当該委員会委員長に報告するものとし、報告を受けた委員長は当該利益相反状態を排除する等適切な措置をとるものとする。

(附則)

第10条 本規程は、平成30年10月16日 制定